

明治四十一年法律第三十號 特別委員會議事速記録第一號

付託議案

都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料
ニ關スル法律案

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中
改正法律案

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料
及遺族扶助料法中改正法律案

明治二十九年法律第十三號中改正法律案

明治四十五年法律第十一號中改正法律案

明治三十三年法律第七十七號中改正法律案

委員氏名

委員長 藤田 四郎君
副委員長 子爵細川 立興君
委員 子爵牧野 一成君
子爵大浦 兼一君
男爵山内 長人君
男爵福原 鏖二郎君
男爵眞田 幸世君
男爵島津 長九君
佐藤友右衛門君

大正十年三月二十三日(水曜日)午前十時十九分開會

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ是カラ明治四十一年法律第三十五號中改正法律案外六件ノ特別委員會ヲ開キマス、本日ハ其ノ中ノ文部省ノ方ノ關係ガ三案アリマスカラ、ソレヲ先ニ致シタイト思ヒマス、先ヅ政府委員ノ御説明ヲ煩ハシマス

○政府委員(赤司應一郎君) 先ヅ第一ニ、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案カラ説明イタシタイト思ヒマス、此法律案ノ改正ノ要點ハ三點アルノデゴザイマス、其第一點ハ、即チ「第四條第三項ヲ削ル」ト云フコトニナツテ居リマス、御承知ノ通り現行法ノ第四條ノ第三項ニ於キマシテハ、退隱

料ヲ受ケマシタモノガ、前ニ退職給與金即チ官吏ノ一時賜金ニ相當スルモノガアリマシタガ、之ヲ受ケマシタ時ニハ最初ノ十年間ハ其退職給與金ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ退隱料ノ年額カラ控除スルコトニナツタノデアリマス、此規定ハ實ハ他ノ中等教員ノ退隱料ニモ斯様ナ規定ハ無イノデアリマス、又官吏恩給法ニモ斯様ナ規定ハ無イノデアリマス、且ツ又時勢ノ進運ニ伴ヒマシテ、今日ニ於キマシテハ斯様ナ規定ヲ置ク必要ヲ認メナクナリマスカラシテ此際全然削除イタシタイト云フ考デゴザイマス、ソレカラ第一ノ點ハ第五條ノ規定ノ中ニ「公務」ト書イテアリマスノヲ「退隱料」支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職」斯様ニ改メタイト云フノデアリマス、現行法ニ於キマシテハ退隱料ヲ受ケマシタ者ガ或ル事情ニ遭遇イタシマス云フト、其間退隱料ノ支給ヲ停止セラルコトニナツテ居ルノデアリマス、但シ或ル場合ニ於テハ差額ニ限ツテ之ヲ停止スルト云フコトニナツテ居リマス、其或ル場合ト申シマスルハ、即チ公務ニ就テ受ケル給料ト退隱料トヲ合セタル金額ガ、在職現時ノ額ヲ超過イタシタ時ハ其差額ヲ停止スルコトニナツテ居リマス、即チ一度退隱料ヲ受ケマシタ者ガ、他ノ公務ニ就クト相當ノ俸給ナリ給料ヲ受ケル、其俸給ト受ケテ居ル所ノ退隱料ヲ合セマシタ金額ガ、退職當時ノ俸給額ヲ超過イタシタ時ハ其超過シタル分ニ限ツテ退隱料ノ支給ヲ停止スル、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ此ノ公務ト云フ字ハ極メテ範圍ノ廣イ字デゴザイマシテ、小學校教員ヲ勤メタヤウナ者ガ市町村ノ吏員ニナリマス、其ノ他ノ教育關係デナイ吏員ニナリマシタヤウナ場合ニモ、皆差額停止ヲ受ケルコトニナツテ居ルノデアリマス、而カモ是等ノ者ハ退隱料ノ年額ニハ少シモ通算サレナイモノデアリマス、此際改正ヲ致シマシテ、此公務ト云フ範圍ノ適用ヲ狹メタイト云フ所カラ致シマシテ、此退隱料ノ支給ニ於キマ

シテ在官在職年數ヲ通算スルコトガ出來ル官職ニ就イタ場合、即チ退隱料ノ通算ガ出來ル場合ニハ差額ヲ停止スル、斯ウ云フコトニ改メタイノガ第二改正ノ趣旨デアリマス、ソレカラ第三ニ改正ヲ致シタイト思ツテ居リマス點ハ、別表ガ附イテ居リマスガ、ソレガ今マデハ百三十圓以上ト云フ欄ガアツタケデアリマシテ、ソレ以上ハ無カッタノデアリマス、ソレヲ改正イタシマシテ、二百四十圓マデノ欄ヲ作リタイ、斯ウ云フ希望ナノデアリマス、ソレデ御承知ノ通り現行法ノ別表ハ俸給月額百三十圓以上ト云フノガ一番上ノ欄デアリマシテ、百三十圓以上ニナリマスレバ、皆此率ニ依リマシテ同一額ノ退隱料ヲ受クルコトニナツテ居ッタノデアリマス、然ルニ御承知ノ通り兩三年前ヨリ物價騰貴其他ノ關係カラ致シマシテ、俸給令ガ昨年改正セラル、コトニナリマシテ、小學校教員ノ俸給モ其最高ノ所ハ二百四十圓マデ行クト云フコトニナツテ改正サレタノデアリマス、ソレカラ又昨年大正九年法律第十一號ガ發布セラレマシタ結果、從來受ケテ居リマシタ退隱料モ更ニ更正増額セラレマシタ次第デゴザイマス、ソレデ之ヲ算出イタシマス所ノ基礎ニナリマス所ノ俸給額モ、此大正九年法律第十號ニ依ツテ多額ニナツタ譯デアリマス、一例ヲ申上ゲマスナラバ、前二百圓ノ俸給ヲ取ツテ、其割合デ退隱料ヲ受ケテ居リマシタ者ガ、大正九年法律第十號ノ結果ト致シマシテ、百六十圓ニ更正増額セラレタノデアリマス、斯様ニ此俸給額ガ増加シ、又ハ基礎デアアル俸給額ガ増加イタシタ結果、此百三十圓以上ノ欄ヲ相當ナ階段ニ刻ミマセスト云フト、非常ナ不權衡ヲ來タスコトガアリマス、是等ノ結果ト致シマシテ、此別表ノ百三十圓以上ノ欄ヲ相當作リマシテ、サウシテ細カク之ヲ刻ミマシテ改正ヲ致シタイ、斯様ニ改正ヲ致シタイト云フ希望デゴザイマス、勿論此百三十圓以下ノハ從來出來テ居リマス、即チ十五圓以上カラ百三十圓ト云フ所マデハ此

表が出來テ居タノデアリマスガ、此率ニ依リマシ
テ、即チ百二十圓以上ノ欄ヲ細カク刻ミマシタノデ
ゴザイマス、即チ大體ヲ申シマス云フト、百三十圓
以上カラ今度新ニ作リマシタ欄ハ、先ヅ退職ヲ致シ
マシタ十五年、即チ退職料ノ支給ヲ受ケマス初メノ
時ハ十五年デアリマスカラ、此十五年ノ時ニハ大凡
俸給額ノ四分ノ一ニ始ッテ居ルデアリマス、サウ致
スト四十一年在職イタシタ者ニハ、三分ノ二マデ増加
スルコトノ出來ルヤウナ割合ニ從來モナッテ居タノ
デアリマス、其率ニ依リマシテ、矢張り百三十圓以上
ノ欄ヲ追加イタシマシテ、此割合ニ於キマシテハ下
ノ方ノ欄ハ少シモ變ヘナイト云フ趣意ヲ以テ繼足シ
ヲ致シタヤウナ次第デゴザイマス、ソレカラ尙ホ是
ガ改正ノ主モナル要點デゴザイマスガ、經過法ノ問
題ト致シマシテ特ニ相當ノ規定ガゴザイマス、是ハ
矢張り重ナ點ハ三點デゴザイマス、其重ナル第一ノ
點ハ大正九年法律第十號ノ施行期日、即チ八月一日
以後本法ノ施行期日、即チ今月ノ三十一日デゴザイ
マスルガ、其間ニ退職又ハ死亡イタシタ者ニ對シテ
モ、ソレヲ改正イタシマシテ別表ヲ適用スルノヲ穩
當ト認メマシテ、附則ノ第一項ノ但書ノ規定ヲ拵ヘ
マシタ次第デゴザイマス、ソレカラ第二ノ點ハ、此第
五條ノ第一號ノ改正、即チ差額停止ノ問題デアリマ
スガ、其改正ニ付キマシテ、是ガ實施上相當準備ヲ要
スル必要ガアルト云フコトヲ考ヘマシテ、一箇年間
ノ猶豫ヲ存スルコトガ出來ルヤウニ附則ノ第二項ヲ
規定イタシタ次第デゴザイマス、ソレカラ第三ノ點
ハ、即チ大正九年ノ法律第十號ニ依リマスル退職料
ノ更正期日以前、即チ七月一日以前ニ於キマシテ、既
ニ退職料ヲ受ケテ居リマスル者ニ對シマシテモ、尙
ホ今回ノ改正ノ別表ヲ適用スルコトヲ適當ト考ヘマ
シテ、附則ノ第三項ヲ規定イタシマシタヤウナ次第
デゴザイマス、是ガ即チ市町村立小學校教員ノ退職
料ニ關シマスル改正ノ主要ナル點デゴザイマス、ソ
レカラ次ニ此府縣立……

○委員長(藤田四郎君) チョット其内ノ別表ノ意味
ヲ御説明ヲ…… チョット分リマセヌデスカラ……
○政府委員(赤司鷹一郎君) ハイ別表ハ附イテ居リ

マセヌカ、差上ゲテアリマセヌカ、參考ニ差上ゲマシ
タガ…… 表ヲ一ツ恐レ入リマスガ、御覽ヲ願ヒマス、
赤デ入レテアル表デゴザイマス、黒デ書イテゴザイマ
スダケガ從來ゴザイマシタ、從ヒマシテ百三十圓以
上ト云フ所ガ一番從來上デアッタ、百三十圓以上ト云
フノガ一番最高デゴザイマシタノデ、今回朱書デ致
シマシタダケ追加イタシタノデアリマス、是ハ矢張
リ先刻申上ゲマシタヤウニ、從來百三十圓ト云フノ
ガ俸給額ノ最高デゴザイマシタカラ、此時代ニハ百
三十圓以上ダケデ宜シカッタデアリマスガ、今回俸
給額ノ改正ニ依リマシテ、二百四十圓マデ參ルコト
ニナリ、ソレガ爲ニ此現在ノ儘ニ置キマシテハ、高イ
俸給ヲ受ケマシタ者ハ非常ニ安イ、低イ退職料ヲ受
ケナケレバナラヌト云フヤウナ不權衡ガ生ジマシタ
カラ、先ヅ之ヲ改正イタシタイ、其繼足シマシタ割合
ハ、即チ黒イ方デ出來テ居リマシタ其割合ニ合セマシ
テ、總テ繼足シマシタ、大體斯様ナヤリ方ニナッテ居リ
マス、サウ致シマスルト、次ニハ府縣立師範學校長ノ
俸給並ニ公立學校職員退職料及遺族扶助料法中改
正法律案ヲ説明イタシマス、此法律案ノ改正ハ二點デ
ゴザイマス、即チ第一ノ點ハ第七條ノ内「公務」トア
リマスノヲ「退職料」支給ニ付テ在官在職年數ヲ通
算スルコトヲ得ル官職、斯ウ改メマシタノデゴザイ
マス、是ハ唯今小學校教員ノ退職料ノ時ニ説明イタ
シタト全ク同一ノ理由デゴザイマシテ、茲ニ繰返シ
テ申上ゲル必要ハ無カラウト思フ、ソレカラ第二ノ
改正ノ要點ハ、此法律案ニ依リマスル所ノ退職料ハ
從來文部省ノ治下ニ屬シテ居タノデゴザイマスガ、
之ヲ他ノ恩給ナドト同一ニ統一イタシマスル上カ
ラ、之ヲ内閣ニ移スコトガ必要ト認メマシテ、第十一
條、第十五條及第十七條ニ改正ヲ加ヘタノデアリ
マス、是ガ第二ノ點デゴザイマス、是ハ重ニ簡單ナコ
トデゴザイマシテ、大體此二點ニ過ギナイノデゴザ
イマス、ソレカラ次ニ明治二十九年法律第十三號中
改正法律案ノ改正ノ要點ヲ申上ゲタイト思ヒマス、
御承知ノ通り明治二十九年法律第十三號ト申シマ
スルノハ、此公立學校職員ノ退職料等ニ關シマシテ、
各法律ノ適用方ヲ規定シタ法律デアアルノデアリマ

ス、此今回ノ改正ハ矢張り三點デゴザイマシテ、先ヅ重
ニ左ノ三點ト申上ゲテ宜カラウト思フノデゴザイマ
ス、其改正ノ第一ノ點ハ、小學校教員カラ致シマシテ
此教育文官ニ轉任ヲ致シマシテ、更ニ教育文官カラ
非教育文官ニ轉任イタシマシタ者ガ退職シ、退官シ、
若クハ死亡イタシマシタ場合ニ、從來ハ退職料又ハ
扶助料ヲ給スル道ガ無カッタデアリマスガ、之ヲ今
回與ヘルコトニ致シタイト云フコトカラ改正致シマ
シタノデゴザイマス、ソレカラ第二ノ點ハ、從來此小
學校教員カラシテ他ノ待遇文官ニ轉任イタシマシタ
者ガ退職シ、若クハ死亡イタシマシタ場合ニ、退職料
又ハ扶助料ヲ受ケル道ガ無カッタノデゴザイマス、之
ヲ開キタイト云フトコロカラ改正ヲ加ヘタノデゴザ
イマス、ソレカラ第三ノ改正ノ點ハ、同ジ人デ同ジ理
由ニ依リマシテ、退職料若クハ官吏恩給、若クハ軍人
恩給ヲ合セ受ケマスル者ガ何レカノ一ツデ選ンデ請
求スルコトガ出來ルト云フ規定ガアルノデゴザイマ
スルガ、其規定ノ内ニゴザイマス所ノ「國庫ヨリ」ト
云フノヲ「同一ノ理由ノ爲ニ」ト改メタノデゴザイマ
シテ、是ハ單純ナル字句ノ修正ダケデアアルノデゴザ
イマス、是ハ此退職料ハ府縣費カラ受ケル場合ガ多
イト云フコトガ事實デゴザイマスルカラ「國庫ヨリ」
ト云フ字ハ穩當デナカラウト云フ所カラ此改正ヲ致
シタイ、斯ウ云フ次第デゴザイマシテ、寧ろ字句ノ修
正ト申シタ方カ宜カラウト考ヘルノデアリマス、此
三箇點ガ即チ明治二十九年法律第十三號ノ改正ノ重ナ
ル點デゴザイマス、是ガ即チ大體ノ説明デゴザイマ
スルガ、尙ホ御尋ニ依リマシテ細カナ點ヲ申上ゲタ
イト考ヘマス

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ此三法案ノ中ノ市
町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正法
律案、此御質問ヲ御願致シマス

○男爵山内長人君 御質問ヲ致スノハ四十一年法律
第三十五號カラデハゴザイマセヌカ

○委員長(藤田四郎君) 唯今ハ文部省ノ方ヲ致シテ
居リマス、其中ニ三ツ法案ガアリマス、其中ノ市町村
立小學校教員退職料及遺族扶助料ト云フノガ基礎ニ
ナッテ居リマスカラ、是レカラ先キニ御質問ヲ願ヒマス

○男爵山内長人君 分リマシタ

○委員長(藤田四郎君) 私ヨリチヨット伺ヒマセガ、附則ノ末項ノ分ニ付キマシテ、大正九年七月一日以前ノ分ニモ及ブト云フ意味デスカ、サウ云フヤウナ御説明ガアリマシタガ、サウデスカ

○政府委員(武部欽一君) 左様デゴザイマス、七月一日以前ニ於テ既ニ退隱料ヲ受ケテ居リマスルモノニ對シマシテモ、矢張り今度ノ改正別表ニ依リマシテ、其退隱料ヲ支給シヤウト云フノデゴザイマス

○委員長(藤田四郎君) モウ一ツ伺ヒマセガ、四條三項ノ分ハ即チ官吏ニアツテハ斯ウ云フ規定ガアルカラト云フノデゴザイマス、中等教員ニハ是ガナイト云フカラデゴザイマス、詰リ官吏ニハ毎月俸給ノ中幾分ヲ積立タルト云フコトガアル爲メデハアリマセヌカ

○政府委員(赤司應一郎君) 是ハチヨット申上ゲマシタ通りニ、退職給與金ト申シマスノハ官吏デ申シマスルト、官吏ガ十五年未滿デ止メマスト一時賜金ヲ頂戴致シマス、アレニ相當スルモノデゴザイマス、即チ官吏デ申シマスレバ官吏ガ十五年未滿デ止メマシテ一時賜金ヲ頂戴シタ、其官吏ガ又官吏ニナリマシテ今度恩給ヲ頂戴致シマスル場合ニハ、始メノ十箇年間ニ割當テマシテ一時賜金ヲ頂戴致シタダケヲ御返シスルト云フ斯ウ云フコトガアル、此恩給ノ方

ノ掛金ハ小學校教員ハ別ニ本人ハ掛ケマセヌガ、市町村ガ掛金ヲ致シテ居リマス、其方トハ關係ハゴザイマセヌ

○委員長(藤田四郎君) 是ハ御質問ハゴザイマセヌカ

○男爵山内長人君 私ハゴザイマセヌ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ此次ノ府縣立師範學校ノ方ノ御質問ヲ願ヒマス、チヨット伺ヒマセガ、サウシマスルト此文部大臣ト云フノ内閣總理大臣ト改メラレマスルト、地方長官カラ直ニ内閣へ申出テ、文部省ハ是ニ付テ關係セヌト云フコトニナリマスナ

○政府委員(武部欽一君) 無論サウ云フコトニナルノデゴザイマスルガ、此退隱料ノ支給ニ付キマシテ色々ノ證明ヤ何カガ必要デゴザイマス、サウ云フ事

務ハ矢張り高等官ニ付キマシテハ、文部大臣ガ矢張り證明ヲシテ内閣ノ恩給局ニ申達スルコトニナリマス、ソレカラ判任以下ノ者ニ付キマシテハ府縣カラ直接ニ内閣ニ申達スル、斯ウ云フ手續ニナリマス

○委員長(藤田四郎君) 尙ホ伺ヒマセガ、サウスルト却テ手數ト云フモノガ重複ニナリハシマセヌカ

○政府委員(武部欽一君) 是ハ、其手數ハ、其證明ノ點ニ於テハ或ハ左様ニ御考デアアルカモ知レマセヌデゴザイマス、此恩給ノ事務ハ殆ド今日ハ何レノ恩給支給ニ關スル事柄モ、皆恩給局ニ統一サレテ居リマス、唯中等學校ノ教員ノ分タケガ文部省ニアリマスカラ、是ハ矢張りソレ等ノ事務ヲ統一シテ處理シマスル上カラ致シマシテ、矢張り從來ノヤウニ唯其分ダケヲ切離シテ置キマスルヨリハ、全體ヲ統一スベキガ適當デアアル、斯様ニ考ヘマシテ改正致サウト云フ積リデアリマス

○委員長(藤田四郎君) 御質問ハゴザイマセヌカ

○子爵大浦兼一君 此所ニ本局長官ト云フコトガアリマスガ、本局長官ト申シマス、何レヲ指シタモノデアリマス

○政府委員(武部欽一君) 御答申上ゲマセガ、此ノ本局長官ハ判任官待遇ノ者ニ付キマシテハ地方長官ト相成ツテ居リマス、ソレカラ高等官ニ付キマシテハ是ハ主務大臣ノ方ニナラウト思ヒマス

○委員長(藤田四郎君) 御質問ハゴザイマセヌケレバ、其次ノ明治三十九年法律第十三號中改正法律案、此二十九年ノ法律ト云フノハドウ云フコトデゴザイマシタカ

○政府委員(武部欽一君) 此二十九年ノ法律第十三號ト申シマスルノハ、此所ノ小學校教員ノ恩給及退隱料、ソレカラ府縣立師範學校教員ノ恩給及退隱料、或ハ中學校教員ノ恩給及退隱料、ソレニ洩レマシタ公立學校例ヘハ高等女學校デアリマスルトカ、或ハ專門學校、大學ナドト云フモノ皆公立ノモノガアリマス、サウ云フヤウナ職員ニ關シマスル退隱料ヲ規定スルト同時ニ、又中等學校及ソレ以外ノ學校等ノ相互ノ關係ニ關スル規定ヲシタ法律デゴザイマス

○男爵山内長人君 此法案ノ四行目デスカ、文官以

外ノ文官ト云フコトガゴザイマスガ、學校長云々、列舉シテ、教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トアル、是ハチヨット分リ惡イ

○政府委員(武部欽一君) 教育事務ニ從事スル文官、ソレ以外ノ文官ト云フノデアリマシテ、例ヘハ郡長ノヤウナモノ或ハ知事ノヤウナモノ、是ハ教育文官デハゴザイマセヌガ、教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官ト云フ譯デゴザイマス

○男爵山内長人君 分リマシタ

○委員長(藤田四郎君) ソレガ教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官ト云フノデアリマスカ

○政府委員(武部欽一君) サウデゴザイマス

○委員長(藤田四郎君) チヨット私カラ伺ヒマセデスカ、此末項ニアリマス「國庫ヨリ」ト云フノ「同一ノ事由ノ爲メニ」ト御改メナリマシタノハマダ、今日ノ現行法ニモ「同一」ト云フコトガアリマスカ、八重ニハナリマセヌカ、「同一」人ニシテ國庫ヨリ「云々」、「若ハ同一ノ事由ノ爲メニ」云々ト云フノガアリマス、「二ツ」同一ノ事由ト云フノガ出マシテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(武部欽一君) 別ニ差支ハナイト考ヘテ居リマス

○委員長(藤田四郎君) 尙ホ伺ヒマセガ、有ル方ガ宜イノデアリマスカ、無イ方ガ宜イノデアリマスカ

○政府委員(武部欽一君) 有ル方ガ宜イト思ヒマス

○委員長(藤田四郎君) 御質問ハゴザイマセヌカ：御質問ハゴザイマセヌケレバ討論、決議シテハ如何デゴザイマスカ、此法案ノ……

○男爵山内長人君 異議ナシ

○委員長(藤田四郎君) 御異存ゴザイマセヌケレバ決議シタイト思ヒマス

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ文部省關係ノ三法案全部ヲ問題ニ供シマス

○男爵山内長人君 異議ナシ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ皆サン御異議ナイト認メマスカラ、是ハ可決ト相成リマシタ、ソレカラ其次ハ樺太ノ方ノ關係ノ明治四十一年法律第三十五

號中改正法律案

○政府委員(永井金次郎君) 大體ノ説明ヲ申上ゲマスガ、明治四十一年法律第三十五號ハ、小學校ノ教員ニ關シマスル退隱料、遺族扶助料ニ關スル法案デアリマス、樺太ニ於キマシテハ小學校ハ二ツアリマス、應立小學校……樺太應自カラガヤッテ居リマスノガ應立小學校、ソレカラ部落共同ノ費用ヲ以テ立ツテ居リマス小學校ガアリマス、應立小學校ニハ明治四十一年ノ法律ガゴザイマスガ、此法律ヲ改正シタイト云フノデアリマス、即チ應立小學校ノ教員ノ退隱料、遺族扶助料ハ完備シテ居リマスガ、此公立小學校ガ出來マシタカラ、應立小學校ト同様ニ、此方ニモ退隱料及遺族扶助料ヲ支給シタイト云フノデアリマス、其規定ノ爲ニ此法案ガ改正サレタノデアリマス、而シテ此案ニハ「樺太應立小學校教員」ト第一條ニゴザイマシタガ、此中ノ「樺太應立小學校教員」トゴザイマス其下ニ「樺太公立小學校教員」ヲ加ヘル、又三條ニ「樺太應立小學校正教員」トゴザイマスノヲ、其下ニ「樺太公立小學校正教員」ト云フ字ヲ加ヘルコトニ致シマス、詰リ應立ト公立ト同一ニ視ルノデアリマス、全文ニ澤山ゴザイマスガ、附則第二項ノ方ニ轉職ノコトガアリマス、即チ「本法ハ大正九年八月二十八日以後大正十年三月三十一日迄」云々ト云フコトヲ加ヘマス、サウシテ轉職、退職又ハ死亡シタル所ノ樺太公立小學校教員及ビ其遺族ニ對シテモ之ヲ適用スルト云フノデアリマス、此施行前ニ居リマシタ者等ニ對シテモ、之ヲ適用シヤウト云フノデアリマス、其次ノ附則ニ於キマシテ、「本法施行ノ際現ニ樺太應立小學校又ハ樺太公立小學校ノ教員ノ職ニ在ル者ノ大正九年勅令第三百四十三號ニ依リ樺太公立小學校ニ指定セラレタル小學校ニ小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シテ在職シタル期間ハ其ノ二分ノ一ヲ樺太公立小學校ノ在職期間ト看做ス」、樺太應立指定イタシマシタ公立小學校ニ在職シタル期間ノ二分ノ一ヲ樺太公立小學校ノ在職ノ期間ト看做シテ、之ヲ適用スルト云フノデアリマス、大體右様ノコトデアリマス、要スルニ應立小學校ノ正教員ト、今度出來マシタ公立小學校正教員ト、同一ニ視テ往キタイト云フノデアリ

マス、左様御承知ヲ願ヒマス、直チニ在職期間ノ期限ヲ、例ヘバ十年居リマシタモノハ、十年間在職ノモノトシテ置キマスコトハ、如何カト思ヒマシテ、其二分ノ一トシテ五年ト云フコトニ計算スルノデアリマス
○委員長(藤田四郎君) ドウ云フ譯デ……
○政府委員(永井金次郎君) 是ハ一應申上ゲマスガ、樺太公立小學校ト云フノハ、以前ハ私立小學校デアリマシタノデアリマスガ、此公立小學校ヲ昨年ノ勅令第三百四十三號ニ依ッテ公立小學校ニ指定サレマシタ、其公立小學校ニ指定サレマシタ結果、其以前ノ私立小學校ノ教員ニ對シテハ恩給ノ規定ハ何モナカッタノデアリマス、ソレデ私立小學校ノ在職ノ期間ヲ計算シテ全部給與スルト云フノハ穩當ヲ缺クト認メマシタノデ、二分ノ一ダケノ半數ヲ見テ與ヘルト云フコトニ致シマシタ、即チ在職シテ居リマシタ期間ヘ二分ノ一ヲ支給スルト云フノデアリマス
○男爵山内長人君 是ニハ「正教員ノ免許狀ヲ有シテ」ト云フコトニナツテ居リマスガ、正教員ノ免許狀ヲ有シテ居ッテ、准教員ニナツテ居ル者ガ其處ニアリマスカ
○政府委員(石坂豐一君) 此規定ヲ設ケマシタノハ、先程申シマシタ如ク部落共同ノ費用ヲ以テ支辨シテ居リマスル小學校ニ於キマシテハ、正教員准教員ノ區別ガナイノデアリマス、唯學校教員ト云フ名儀デ奉職シテ居リマスルモノデスカラソレデ何等ノ職制ノナイ學校デゴザイマスルカラ、ソレヲ區別シマスルノニ正教員ノ免狀ヲ持ッテ居ッテ者ガ、所謂應立小學校又ハ公立小學校ノ教員ニ充テマスト云フト、正教員ニナルノデアリマス、故ニ其資格ヲ定メマスル標準ニ本科正教員ノ免狀ヲ有スルト云フ、法文ノ規定ヲ必要トスルノデアリマス
○男爵山内長人君 若シ其人員ノ都合カ何カデ正教員ニハナレナイト云フヤウナコトハナイノデスカ、皆唯教員ト云フバカリデ、一本デ通シテ居ルノデスカ
○政府委員(石坂豐一君) 矢張り總テ小學校教員ト云フ辭令ヲ以テ任用シテ居ッタノデアリマス
○男爵山内長人君 唯恐レマスノハ、正教員ノ免狀

ハ持ッテ居ルケレドモ、正教員デナイカラト云フヤウナコトハナイノデスカ
○政府委員(石坂豐一君) 左様ナ心配ハアリマセヌノデアリマス
○委員長(藤田四郎君) 御質問ゴザイマセヌデスカ……ソレデハ是デ決議ニ移リタイト思ヒマス、御異存アリマセヌカ
○異議ナシト「呼ブ者アリ」
○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決シテ宜シウゴザイマスガ、ソレデハ原案ノ通り可決イタシマス、次ハ土地計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案、一應政府ノ御説明ヲ願ヒマス
○政府委員(山縣治郎君) 此法案ノ理由ヲ一應御説明申上ゲマス、都市計畫委員會ハ官制ニ依リマシテ、中央委員會ト地方委員會トノ二種類ニ分レテ居リマス、而シテ是等委員會ニハ委員ノ外、技師、技手、書記ト云フヤウナ職員ヲ置イテ居リマス、中央委員會ノ費用ハ國費ヲ以テ支辨シテ居リマスルガ、地方委員會ノ費用ハ財政ノ都府、府、支庁、郡、市、町、村ノ負擔トナツテ居リマスル、ソレ故ニ地方委員會ノ職員ハ政府ノ官吏デアリナガラ、政府ヨリ俸給ヲ受ケナイ、即チ地方費ヨリ俸給ヲ受ケル官吏ト云フコトニナツテ居リマス、然ニ官吏恩給法ニ依リマスト云フト、政府ヨリ俸給ヲ受ケザル官吏ハ恩給ノ權限ガナイノデアリマス、又恩給年限ヨリ除算セラレマス、從ッテ是等ノ官吏ノ遺族扶助料法ニ依リマシテ、國庫納金ヲ要シナイト云フコトニナリマスルシ、軍事救護法ニ於テモ略、同一ノ結果ニナリマス、然ルニ是等ノ地方委員會ノ職員ハ、官制ニ基キマスル國ノ官吏デアリマシテ、其職務ノ性質ハ他ノ一般官吏ト何等異ナル所ハナイノデアリマスルカラ、他ノ一般官吏ト同様ノ恩給ヲ受クル恩典ニ浴セシメマシテ、サウシテ安ンジテ其職責ヲ盡サシムル必要ガアルト認メマスルノデ、本案ヲ提出シタ譯デアリマス、序ニ御參考ニ申上ゲマスルガ、此法律案ニ依リマシテ恩典ヲ受ケル所ノ職員ハ現在五十八人程アリマス、官制ニ依リマスルト云フト、百二十人ノ定員デアリマス

○男爵山内長人君 是ハ本議場デモ坂本君カラ質問ガゴザイマシテ御答ガゴザイマシタガ、此都市計畫地方委員バカリデナク、外ニモ國家ノ仕事ヲシテ居ル者ガアルデアラウト云フコトデアッタノデアリマスカ、モウ一遍其コトヲ一ツ伺ヒタイノデゴザイマスカ

○委員長(藤田四郎君) 是モ御伺ヒ致シテ置キタイト思ヒマスガ、サウ云フ官制ハ實ハ知リマセヌカラ御尋ネスルノデアリマスガ、地方委員會ノ職員デ或ハ奏任官ト云フヤウナ取扱ヲ受ケル者ハ、矢張り内務省カラ任命ノ手續ヲ爲サイマスカ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ本案ハ如何イタシマスカ
「異議ナシ」ト呼ブ者アリ
○委員長(藤田四郎君) 原案ノ通り可決シテ宜シウゴザイマスカ
「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○政府委員(山縣治郎君) 本議場ニ於キマシテ阪本議員ヨリ御尋ネノアツタ事柄ハ、アレハ實ハ全ク性質ガ違フノデアリマス、アノ御尋ネニ依リマスト云フト市ノ吏員、縣ノ吏員デモ矢張り國家ノ事務ニ從事シテ居ルノデハナイカト云フ御尋ネデアリマス、ソレハ國家ノ事務ニ從事ハシテ居ルノデアリマス、即チ地方ノ吏員デアリナガラ國家ノ事務ニ從事シテ居リマス、所ガ此地方委員會ノ職員ハ地方ノ吏員デハナイノデアリマス、國ノ官吏ナンドス、地方ノ吏員デアッテ地方ノ事務ニ從事シタニ國ノ事務ニ從事スル所ノ地方吏員ハ、市ノ吏員デアリマスレバ市カラ退隱料遺族扶助料ヲ受クル、縣ノ吏員デアリマスト云フト縣カラ退隱料遺族扶助料ヲ受クル、斯ウ云フ結果ニナリマス、國ノ官吏デアリマスト云フト、矢張り國家カラ恩給ナリ、遺族扶助料ヲ受クルノ外ハナイ、所ガ此地方委員會ノ職員ト云フモノハ又一種特別ナンドス、國ノ官吏デアリマシテ俸給ガ地方カラ出テ居ルト云フマア斯ウ云フ一種特別ナ性質ヲ有ッテ居リマスルカラ、之ニ付テノミ斯ウ云フ法案ヲ出ス譯ナンドデアリマス、阪本議員ノ御尋ノアリマシタ地方吏員デアリマスト云フト、各、其所屬ノ地方團體カラ受ケテ居リマスルカラ、今差當リ之ヲスル必要ハナイノデアリマス、或ハ他日ニ是等ガ轉勤デモシタ場合ニハ之ヲ共通ニスルヤ否ヤト云フコトハ是ハ別問題デアリマス、差當リ恩給ハソレノ所屬團體カラ受ケテ居リマスカラ、實ハ必要ガナイノデアリマス、ソレデ性質ガ全ク違フモノデアルト云フコトニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス

○政府委員(山縣治郎君) 左様デアリマス、技師ハ奏任ニナッテ居リマスカラ、全ク他ノ奏任官ト同ジヤウニ内閣カラ、辭令ガ出マス、判任官デアリマスト云フト内務大臣カラ辭令ガ出マス、全ク他ノ官吏ト總テノ取扱ニ於テ變リハナイノデアリマス
○男爵山内長人君 此施行期限ハ九年ノ一月一日トナッテ居リマスガ、是畢竟是カラ御初メニナラヌト洩レルト云フノデアリマスカ、ソレデ遡テ給セラル、ノデアリマスカ

○政府委員(馬場鑓一君) 此法案ハ單純ニ此文字ノ整理デゴザイマス、既ニ御可決ニ相成リマシタル此縣立師範學校長俸給並ニ公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於キマシテ「文部大臣」トアリマシタノ「内閣總理大臣」ト改メ、本屬長官ト云フヤウナモノニ付テ字句ノ整理ヲ致シマシタ、ソレハ即チ文部省デヤッテ居リマシタ學校職員ノ中デ、國費ノ支辨ニ屬シマスル者ヲ内閣恩給局デ改訂ヲ致スコトニ相成リマシタ、其爲メ今申上ゲマシタ法律ガ改正ニナリマシタ、サウ致シマスト、此朝鮮ノ學校職員ニ關シマスル明治四十五年法律第十一號ト云フ法律中ニ前記法律ヲ準用イタシテ居リマス、ソコデ其準用シテアリマスル本ノ法律ノ文字ガ變リマシタノデアリマスカラ、唯ソレヲ準用シテアリマスル此法律ニ於テモ文字ノ整理ヲスルト、斯ウ云フノガ此四十五年法律第十一號ノ改正ノ理由デアリマス、是ハホンノ文字ノ整理ニ過ギマセヌ

○政府委員(馬場鑓一君) 恩給ノ法律ニハヨク此施行期日ヲ明定シマセヌデ、適用ノ日カラ書イテアルノガ從來モアルヤウデゴザイマス、是ハ矢張り大正九年一月一日ヨリ之ヲ適用スルト云ヒマシテ遡及シテ適用スル意味ヲ書キマシタノデアリマス、斯ウ云フ例ハ恩給ノ法律ニハ能クアル例デアリマス

○政府委員(馬場鑓一君) 御質問ゴザイマセヌデスカ……ソレデ如何デスカ、之ヲ此際決議イタシマシタハ……

○委員長(藤田四郎君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) チヨット御待チ下サイ、今全文ヲ申上ゲマス……第二條ノ但書デゴザイマス「同法中文部大臣ノ職務ハ朝鮮總督、府縣知事ノ職務ハ道長官之ヲ行フ」云々トアルヲ、ソレヲ今度ハ「同法中内閣總理大臣ノ職務ハ朝鮮總督、本屬長官ノ職

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

○政府委員(馬場鑓一君) 同ヒマスガ、是ハサウスルト四十五年ノ法律第十一號ト申シマスルノハ、朝鮮ノ學校ノ職員ノ恩給ニ關スル法律デゴザイマスカ
○政府委員(馬場鑓一君) サウデゴザイマス
○委員長(藤田四郎君) 此第二條ハドウ讀ミマスカ、チヨット恐入リマスガ……

務ハ道知事「サウナリマス譯ハ、前申上ゲマシタ府縣立師範學校長俸給並ニ公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ノ中ノ文字ガ「内閣總理大臣」云々トナルノデアリマス、ソレト合セル爲メニ文字ヲ整理スル譯デアリマス

○委員長(藤田四郎君) 私伺ヒマスガ、サウスルト今度ノ改正ニナルト、朝鮮總督ト云フノガ拔ケタモノト見テ宜シウゴザイマス

○政府委員(馬場鑌一君) サウデハナイノデス、從來ト同ジ譯デアリマスガ、從來ハ唯文部大臣ノ職務ハ朝鮮總督ガ行ウテ居タガ、今度ハ文部大臣ノ職務ハ内地ト同様ニ内閣ガ行ヒマスノデ、其職務ハ即チ矢張り朝鮮總督ガ行フ……此本ノ文字ヲ直スダケデアリマス

○委員長(藤田四郎君) 「文部大臣」トアリマスノガ「内閣總理大臣」ト變ッテ……

○政府委員(馬場鑌一君) 其内閣ノ職務ヲ朝鮮デハ朝鮮總督ガ行フ、單純ナル字句ノ整理デゴザイマス

○委員長(藤田四郎君) 是ハ御異存ゴザイマセヌカ「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○委員長(藤田四郎君) 原案ノ通り可決シマス、次ハ明治三十三年法律第七十七號中改正法律案

○政府委員(馬場鑌一君) 改正ノ趣旨ヲ申上ゲマス、明治三十三年法律第七十七號ハ、臺灣ニ在勤スル學校職員ノ退隱料遺族扶助料ノ問題デアリマス、此改正ノ點ハ三點アリマス、第一點ト致シマシテハ、昨年十月一日ヨリ臺灣ニ於ケル地方制度ノ改正ガ實施セラレマシテ、臺灣ニ州、市、街、庄、サウ云フ公共團體ガ出來タ譯デゴザイマス、是等ノ地方公共團體ハ、ソレ「財產ノ收入、或ハ租稅ノ收入等ヲ以テ其公共團體ノ費用ヲ支辨スルコトニナリマシタ」ノデ、ト同時ニ此從來ノ臺灣地方稅規則ト云フモノガ廢セラレマシタ、ソコデ此臺灣ノ學校職員ノ法律ニ、從來ハ此「地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル」云々トアリマス、地方稅規則ガ廢セラレマシタ結果トシテ、地方稅支辨ノ俸給ヲ受クルト云フコトニ致シテ置クノハ穩當デゴザイマセヌデ、是ハ矢張り他ニモ例ガアリマスルガ「國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者」斯ウ

云フコトニ改メルノガ適當デアラウト云フノデ先ヅ其點ヲ改メマシタ、ソレカラ第二段ハ此朝鮮ニ於ケル學校職員ノ場合ト同様ニ、内地ノ縣立師範學校長俸給云々ノ此法律ノ改正ノ文字ニ相當スル修正デアリマス、即チ本屬長官ノ職務ハ誰ガ行フ……内閣總理大臣ノ職務ハ臺灣總督ガ行フ、是モ單純ナル文字ノ整理デゴザイマス、ソレカラ第三點ト致シマシテハ四條ノ一項ヲ追加スルノ規定デアリマス、御承知ノ如クニ此學校職員ト通算ノ出來マスモノガアルノデ、即チ判任官以上ノ教官又ハ總督府等ニ於テ教育事務ニ從事スル文官、是ハ在官ノ年月數ヲ學校職員ト通算シテ退隱料ヲ給與スルノデアリマス、然ルニ此今迄ノ通算ノ方法ハ、教官ナリ或ハ教育文官ナリノ臺灣ニ在勤シテ居リマシタ年數ダケヲ通算シタノデアリマス、然ルニ此朝鮮臺灣ニ在勤イタシテ居リマスル文官並ニ學校職員ト云フモノハ一年ヲ一年半ニ數ヘルコトニナッテ居リマス、加算年限ガアルノデ、朝鮮デハモウ既ニ通算ヲ爲シ得ル教官並ニ教育文官ノ在勤年數ハ、一年ヲ一年半トシテ學校職員ニ通算シテ居ルノデアリマス、然ルニ臺灣デハ是ハ法ノ缺點デアリマシテ、教官一年デアルト一年ダケシカ通算シテ居リマセノデ、ソレハ誠ニ朝鮮トノ鈞合モ取レマセヌノデ、學校職員デアレバ一年ガ一年半、二年ガ二年半ニナルノデアリマスカラ、等シク通算スル場合ニモ他ニ在勤シテ居タ年數ニ付テハ一年ヲ一年半トシテ通算スルノガ至當デアルト云フノガ至當デアルト、ト云フノデ今回第四條ニ一項ヲ加ヘマシテ朝鮮ト同一ニ致シマスコトガ先ヅ改正ノ點デアリマス

○委員長(藤田四郎君) 伺ヒマスガ、學校職員ハ今度ノ臺灣ノ地方制度改正ノ結果、國庫支辨ノモノガ地方費支辨ニナッタノデアリマス

○政府委員(馬場鑌一君) 從來トモ此學校職員ハ、此初等教育程度ノ學校ハ俸給ヲ國庫ヨリ受ケズシテ地方稅カラ俸給ヲ受ケテ居タノデアリマス、所ガ地方稅規則ガナクナッテ公共團體ガ出來タモノデアリマスカラ、矢張り公共團體カラ俸給ノ支辨ヲ受ケル、退隱料ハ國庫カラト云フコトニナッテ居リマス、ソレデ

第一條ニ「臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者」ト斯ウ云フ文字ヲ使ヒマシタノデアリマス

○委員長(藤田四郎君) 是ハ元ノハドウ云フコトニ書イテアリマシタカ

○政府委員(馬場鑌一君) 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クルト書イテアリマシタ

○委員長(藤田四郎君) ソレガ今度ハ地方稅支辨ト云フコトガナクナッタノデアリマス

○政府委員(馬場鑌一君) ハイ、朝鮮デハサウ云フコトニナッテ居リマス、朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給ヲ受ケザル文官判任以上ノ者ト云フコトニナッテ居リマス、ト云フノハ朝鮮ニ於キマシテモ初等教育ニ從事シテ居ル學校職員ハ國庫カラ俸給ヲ受ケテ居リマセヌ

○委員長(藤田四郎君) 尙ホ伺ヒマスガ、地方稅規則ガナクナッテ地方ニ何ト云フモノガ出來タノデアリマス

○政府委員(馬場鑌一君) 公共團體ノ名前ハ州、市、街、庄、斯ウ云フノデアリマス、街ガ内地ノ町、庄ガ村ト云フノデアリマス

○男爵山内長人君 市ト街、庄ノ上ニ仰シヤッタノハ何ト云フノデアリマス

○政府委員(馬場鑌一君) 州デアリマス

○委員長(藤田四郎君) サウスルト第一ノ點ハ地方稅規則ガナクナッタケレドモ、矢張り町村ノ例ニ依ッテ國庫支辨デナイ者モ一樣ニヤルト云フコトニナッタ、第二ニハ權限ノ改正、第三ハ一年ヲ一年半ニ通算スルト云フコトニナルノデアリマス

○政府委員(馬場鑌一君) ハイ、サウデアリマス、男爵山内長人君 今日ハ大層恩給ノ改正ガアリマシタカラ、之ニ直チニ觸レテハ居リマセヌケレドモ、全體官吏ノ恩給ト云フモノハドウ位デゴザイマス

○政府委員(入江貫一君) 大約官吏ノ恩給ガ四千五百萬圓デゴザイマス、文官ノ扶助料ガ千五百萬圓、合セテ六千萬圓ニナッテ居リマス、其中文官ノ恩給ガ九百三十萬圓程アリマス、扶助料ガ百四十萬圓程アリマス、精シイ統計ハ此所ニ持テ居リマセヌガ……

○男爵山内長人君 武官ハドウデアリマスカ

○政府委員(入江貫一君) 武官ハ精シイ統計ヲ此所ニ持ッテ居リマセヌガ、陸海軍合セテ三千二百萬圓位ニナッテ居リマス、ソレカラ扶助料ガ千二百萬圓程ニナッテ居リマス、サウ記憶シテ居リマスガ、武官ノ方ハ確カデアリマセヌ

○委員長(藤田四郎君) 尙ホチヨット伺ヒマスガ、臺灣デ教員ニハ總テナンデゴザイマスガ、國庫支辨ノモアリマシタノデアリマスガ、一年ヲ一年半ニシテ居リマセヌデアリマスガ、地方税ノ分ダケデアリマスカ

○政府委員(馬場鑓一君) 此總テノ臺灣ノ官吏ハ、所謂官吏ト稱スル方ハ、此方ハ無論在勤年ノ一年ヲ一年半ト恩給デ數ヘテ居リマス、學校職員モ學校職員ダケデアルトサウデアリマスガ、教官ナリ教育文官カラ移ッテ來ル時ニ、一年ヲ一年半ニ數テ居ラナカッタノデ、朝鮮デハサウナッテ居リマスガ、臺灣ハ從來ガ不備デアッタト云フコトニナルノデアリマス、ソレガ今度教官ナリ、教育文官ガ一年ガ一年半ニナルノデアリマス

○委員長(藤田四郎君) 伺ヒマスガ、地方税ノ者モ恩給ハアリマシタラウナ

○政府委員(馬場鑓一君) ソレハアリマシタ、學校職員ナラバ宜シイノデアリマスガ、學校職員ト通算シ得ル者デアリマス、學校職員ニ恩給ヲ給スルト云フコトハ別ニ法律ガ出テ居リマス、其時ニ學校職員ダケナラバ十年居レバ十五年ノ退隱料ガ貰ヘルガ、學校職員ニ居ルニ拘ラズ教官、教育文官ヲ數ヘルニハ一年ト云フコトニナッテ居リマスカラ、ソレハ不都合デアッタト思ヒマス

○委員長(藤田四郎君) 如何デアリマスガ、是ハ御質問ハゴザイマセヌデスカ

○政府委員(馬場鑓一君) 如何デアリマスガ、是ハ御質問ハゴザイマセヌデスカ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ決議ヲ致シマス、原案通り可決シテ宜シウゴザイマスガ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ原案ノ通り可決致シマス、ソレデ此委員會ハ濟ミマシタノデスナ

○委員長(藤田四郎君) ソレデハ是デ散會致シマス
午前十一時二十九分散會
出席者左ノ如シ

委員長 藤田 四郎君
副委員長 子爵細川 立興君
委員 子爵大浦 兼一君
子爵山内 長人君
男爵眞田 幸世君
男爵眞田 長九君
男爵島津 佐藤友右衛門君

政府委員

内閣恩給局長 入江 貫一君
法制局參事官 馬場 鑓一君
樺太廳長官 永井 金次郎君
樺太廳事務官 石坂 豐一君
內務省參事官 山縣 治郎君
文部省普通學務局長 赤司 鷹一郎君
文部省參事官 武部 欽一君

大正十年四月十八日印刷

大正十年四月十九日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局